罹災証明書の概要について

令和６年能登半島地震を教訓とし、すみやかに住民のみなさんに罹災証明書が交付できるよう全国で様式が統一になりました。

１　罹災証明書とは

災害発生時、お住まいの被害に対して、支援金や災害義援金の受け取り、税金などの減免、仮設住宅への入居申請などの様々な支援を受けるため、またご自身で加入されている損害保険の請求などにに「罹災証明書」が必要になります。

被害が一部であっても、またすぐに修復されない場合でも、あとから必要になります。

お住まいを片付ける、修復する前に、まずは「罹災証明書」をとりましょう。そして被害状況を写真に撮っておきましょう。

※お住まい以外の車庫、倉庫、事業所などの被害の証明は「被災証明書」になります。

２　申請から交付までの流れ

被災者から町へ申請　（提出先：役場総務課防災係）

↓

被害状況の調査

職員がお住まいの被害の調査をおこないます。

損壊の割合	被害の程度
５０％以上	全壊
４０％以上５０％未満	大規模半壊
２０％以上４０％未満	半壊
１０％以上２０％未満	準半壊
１０％未満	一部損壊

↓

罹災証明書の発行

３　被害状況の写真撮影を忘れずに！

町から罹災証明書を取得して支援を受ける際や損害保険を請求する際などには、被害状況の写真がたいへん役に立ちます。

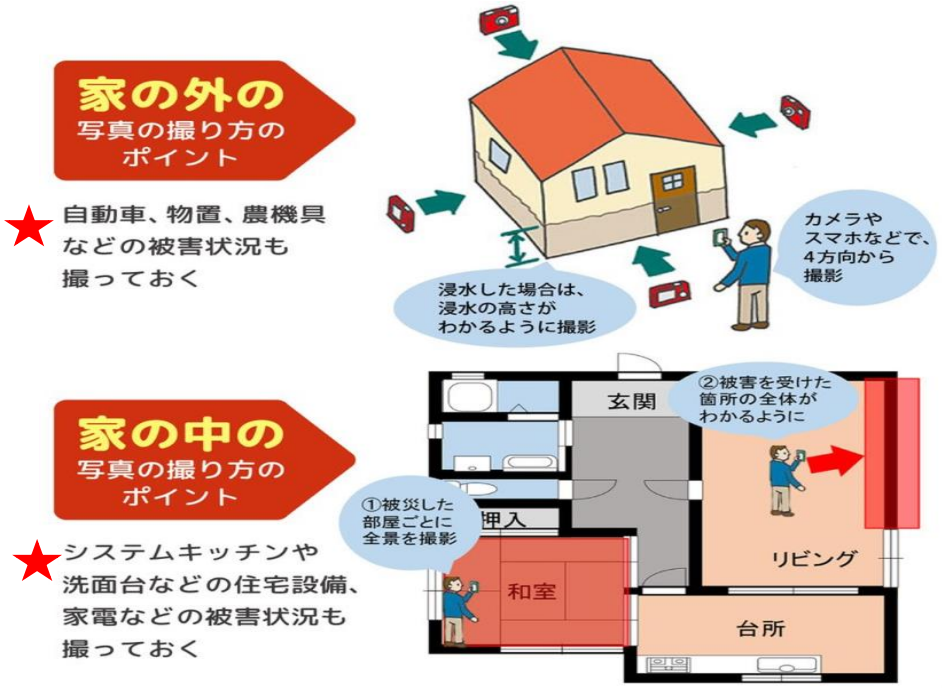

ご不明な点がありましたら、役場総務課防災係まで、お問い合わせください。